

県有庁舎等維持管理業務委託に係る最低制限価格の設定等について

1 最低制限価格の設定を適用する業務委託等

原則として、県庁舎等維持管理業務委託契約に係る最低制限価格制度取扱い要領に基づく業務

- (1) 庁舎等の清掃業務
- (2) 庁舎等の警備業務（警備業法(昭和47年法律第117号) 第2条第5項に規定する機械警備業務を主とする業務を除く。）
- (3) 庁舎等の設備運転管理業務

2 最低制限価格算出等

- (1) 設計金額を設定する場合は、原則、国土交通省監修の「建築保全業務積算基準」に基づき積算
- (2) 最低制限算定価格(税抜き)の算出は、次の式による。

ア 「最低制限算定価格(税抜き) = 直接人件費×0.8 + (a)直接物品費×1.0
+ (b)業務管理費×1.0 + (c)一般管理費等×1.0 + 見積による保全業務費×1.0」

イ アにおいて算出した最低制限算定価格(税抜き)が、5,000万円以上の場合は、万円以下を切り上げて、10万円単位で設定

ウ アにおいて算出した最低制限算定価格(税抜き)が、5,000万円未満の場合は、千円以下を切り上げて、万円単位で設定

- (3) 最低制限価格(税抜き)は、次の式により決定

ア 「最低制限価格(税抜き) = 最低制限算定価格(税抜き) × ランダム係数」

イ ランダム係数については、次のとおりとする。

- ・ ランダム係数の値は、「1.0000～1.0060」の範囲で0.0005刻みの13通りの数値とし、次表に示す。

ランダム係数	1.0000	1.0005	1.0010	1.0015	1.0020	1.0025	1.0030
	1.0035	1.0040	1.0045	1.0050	1.0055	1.0060	

ウ ランダム係数の抽出方法

- ・ くじ引きとする。ただし、くじ引きは原則、紙の上で行う。

3 最低制限価格を適用する場合について

一般（指名）競争入札（価格競争）のみ適用し、入札説明書又は指名通知等に最低制限価格を適用すること及び設定方法を記載

4 実施時期

令和3年3月1日以降に入札公告及び指名通知を行う発注案件から適用